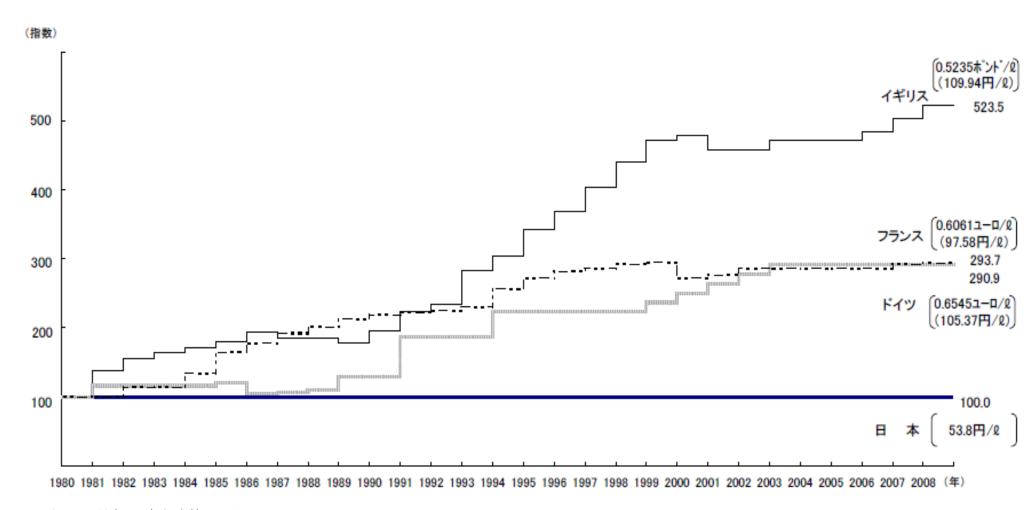
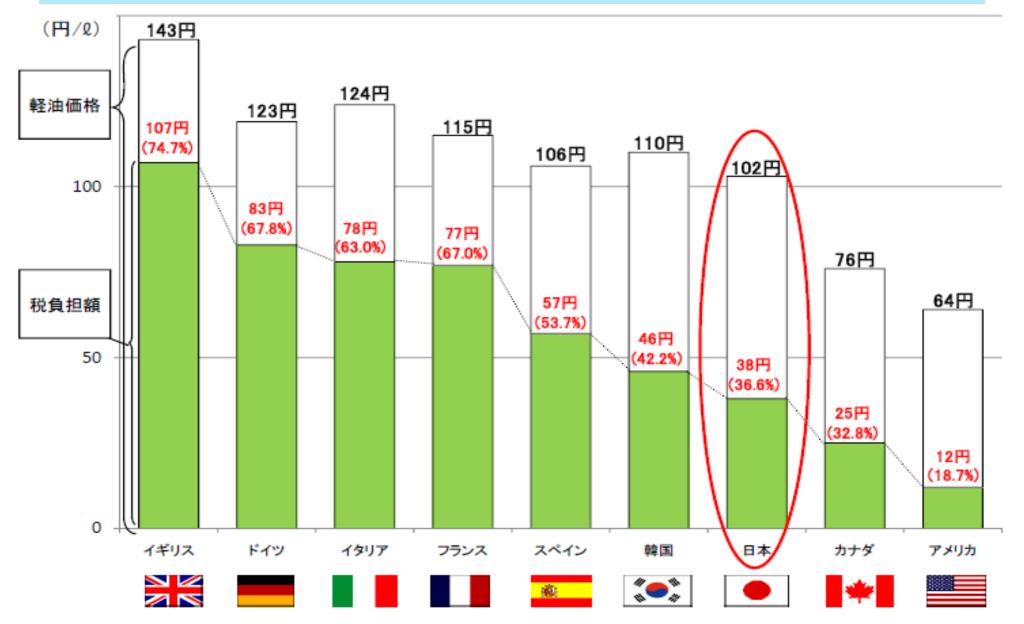
欧州諸国のガソリン税の税率の推移(指数:1980年=100)

欧州諸国は、オイルショック以降、ガソリン税率を段階的に引き上げてきています。



- (注) 1 税率は、各年末値による。
 - 2 換算レートは、1ポンド=210円、1ユーロ=161円(2008年下半期に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)

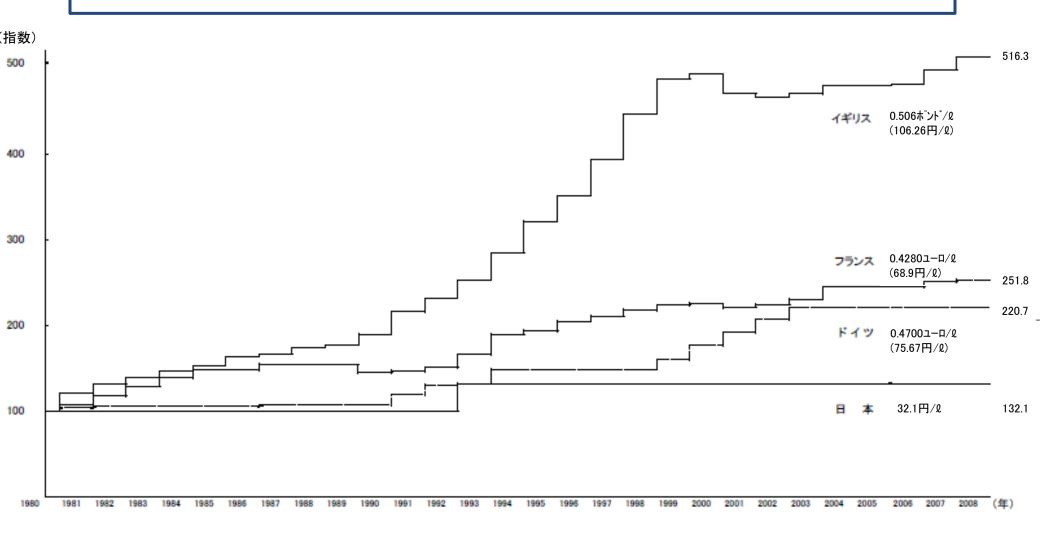
日本と諸外国の軽油価格・税負担額の比較



- (注1) 英、独、伊、仏、西、加、米は2009年6月時点IEA調べ。日本は2009年6月29日、石油情報センター調べ。韓国は2009年6月第4週、韓国石油公社調べ。
- (注2) 日本の税負担額には軽油引取税、石油石炭税、消費税が含まれる。
- (注3) 邦貨換算レートは、1ドル=約97円、1カナダドル=約86円、1ポンド=約158円、1ユーロ=約135円、100ウォン=約8円(2009年6月の為替レートの平均値、Bloomberg)

欧州諸国における軽油に係る個別間接税の税率の推移(指数:1980年=100)

欧州諸国は、オイルショック以降、軽油に係る税率を段階的に引き上げてきています。



出典: IEA「エネルギーと税(2009年第1四半期)」

⁽注) 1 税率は、各年の12ヶ月の平均値による。

² 換算レートは、2008年下半期に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場。

OECD 環境統計 - 環境関連歳出と税制(抄)

(OECD "Environmental Data — Environmental Expenditure and Taxes")

表4A 環境関連税制の内訳(抄)

表4B 環境関連税制の税収(抄)

(Structure of Revenues from Environmentally Related Taxes) 2004年(億ドル) (Trends in Revenues from Environmentally Related Taxes)

2004年

2004年(図1・7レ)						20044							
課	税	対	象	日本				GDP H	(% of GDP)		税 収 (億ドル)		
エネル	エネルギー物品(Energy products)			485	BY ON THE WANTE			うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段		うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段	
	輸送目的			406	軽油引取税石油ガス税航空機燃料税	デンマーク	4. 8	2. 5	1. 9	117	61	48	
	うち、ガソリン		297	● 揮発油税 ● 地方道路税	オランダ	3. 6	1. 9	1. 3	216	117	79		
					フィンランド	3. 3	1. 9	1. 2	61	37	23		
	生活上の使用目的			79		イタリア	3. 0	2. 2	0. 4	513	379	74	
		化石炭	燃料	44	● 石油石炭税	イギリス	2. 6	2. 0	0. 5	564	443	103	
					ドイツ	2. 5	2. 2	0. 4	697	601	96		
2 5.		電気		34	● 電源開発促進税	フランス	2. 1	1. 6	0. 2	442	334	42	
	自動車、その他輸送手段 (Motor vehicles and transport)			291		日本	1. 7	1. 1	0. 6	776	485	291	
(INIOCOI	取引課税			● 自動車取得税	カナダ	1. 2	1. 0	0. 2	125	99	24		
				42	Park State of the State of Sta	アメリカ	0.9	0. 6	0. 3	1,056	694	346	
	保有課税			249	自動車重量税自動車税軽自動車税	OECD 平均	1. 8	1. 3	0. 4				

- (注1) OECD による「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes) の定義は、以下のとおり。
 - 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
 - 税の名称及び目的は基準とはならない
 - 税の使途が定まっているかは基準とはならない
- (注2)「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。
- (注3) GDP 比の内訳については、OECD 環境統計には示されていないため、OECD が公表している各国の GDP を基に試算した。

4. 国民各界各層の理解

地球温暖化問題に関する懇談会(官邸) 提言 (平成20年6月16日) 中間報告(~「低炭素社会・日本」をめざして~)(抄)

- 6. 低炭素社会の実現を目指して
 - 4社会のイノベーション

(前略)その際、<u>重要となるのが「炭素への価格付け」</u>である。社会のあらゆる構成員に低炭素社会づくりに協力してもらうには、動機付けのための「しくみづくり」、すなわち多くの国民や企業にとってこれまで「タダ」と思ってきた炭素排出がこれからは環境コストとして掛かってくることを理解してもらうしくみが必要となってくる。それは新たに生まれる炭素コストが商品やサービスの価格の中に含まれることを意味する。この炭素コストの負担を通じて、自ら排出する炭素に自ら責任を果たすことが求められるのである。(中略)

国内排出量制度や環境税など新たな政策手法も、こうした視点に立って捉える必要がある。(略)

地球温暖化問題に関する懇談会 政策手法分科会(平成20年5月26日) 中間報告(議論の論点整理)(抄)

(3)環境税

・国内排出量取引ではカバーされない分野(特に民生部門)に対して環境税を課すべきという意見や、新税ではなく、インセンティブ減税や、既存税制の活用、道路特定財源の一般財源化を踏まえた対応を検討すべきという意見があった。

【委員の意見の整理】

- 5環境税について
- (1)環境税を導入すべきか

(積極的な意見)

① <u>炭素に価格をつけることで、経済主体に排出削減インセンティブを与え、同時に公正な費用負担を求める税体系</u>をつくるべき。

(既存税制の活用が必要)

③ 炭素税の効果は税率等に依存。<u>既存税制の活用や、道路特定財源の一般財源化も踏まえながら、消費抑制を図るべき。</u>揮発油税、軽油引取税、石油石炭税、電源開発促進税を含めた既存環境関連税制の税率引上げ、税の名称等における地球温暖化防止の観点を謳うことも検討する必要。

30

環境税に関する経済界の意見

〇ポスト京都議定書におけるわが国の中期目標について(抄) (平成21年6月8日(社)日本経済団体連合会、日本商工会議所)

3. 温暖化問題の真の解決の鍵を握るのは技術である。技術開発の担い手たる企業の活力を削ぐような政策(<u>環境目的の</u> 新規課税、強制キャップを伴う排出量取引制度等)は導入すべきではないと考える。

〇御手洗会長記者会見発言要旨 (平成20年6月23日 (社)日本経済団体連合会)(抄)

9 福田ビジョンで掲げられた排出量取引の試行的実施については、経団連の環境自主行動計画と整合性がとれた形で制度設計がなされることを希望する。いずれにせよ、より具体的な姿が見えてきた段階で、経団連としての取り組みを検討したい。

<u>環境税については、独立した目的税として課せられるものであるならば、反対である。ただし、税を環境対策に充てるとい</u>うことは必要である。

〇桜井代表幹事記者会見発言要旨 (平成20年6月17日 (社)経済同友会)(抄)

「福田ビジョン」で環境税についても触れているが、これも歓迎したい。単に環境税の導入を歓迎するという意味ではない。 道路財源を一般財源化し、そこから環境税に割り振るという一般財源の使途としての話ではなく、炭酸ガス(温室効果ガス)発生を抑止するために環境税を導入しようということである。これは非常に大事な点である。脱化石燃料を促進させる、あるいは国民の購買動向をエネルギー効率の良い商品・サービスに変える、また、省エネ・省資源型の企業にインセンティブを与えることに作用するような環境税の設定を言っていると思う。地球温暖化防止のために大変に建設的な税のあり方で(あるので)導入したいということだと思う。石油(ガソリン)税を環境税に振り向けようという単純な発想ではない。

(記者:道路特定財源の使途ではなく一般財源化して環境目的に使う、あるいは、現在ある税(体系)を組み替える形ではいけない、ということか。) 組み替えてもよい。現行のガソリン税の名前を変えて環境税にすればよいということではない、という意味だ。その理由は、第一に、温暖化防止には、ガソリンだけでなく石炭やガスなども関わっているため、ガソリン以外も含めた広い意味での炭素税、環境税にしなくてはならない。第二に、温室効果ガス、あるいは炭酸ガスの単位あたりの発生量に合わせた税率にすることが大事である。第三に、炭素税、環境税がかかったことで、購買行動が変わってくるような税率にすべきである。いくらという(具体的な)税率についてはまだ考えがないが、単に税があるだけではなく、抑止効果、あるいはインセンティブ効果がなければいけないので、税率はそこから見出さなくてはならない。これらを基本にしたうえで組み替えていくのであれば問題ない。

内閣府による世論調査の結果

地球温暖化対策に関する世論調査(平成19年8月調査)

調査主体 : 内閣府政府広報室

調査対象 : 全国20歳以上の者3,000人

有効回答数 1,805人 (回収率60.2%)

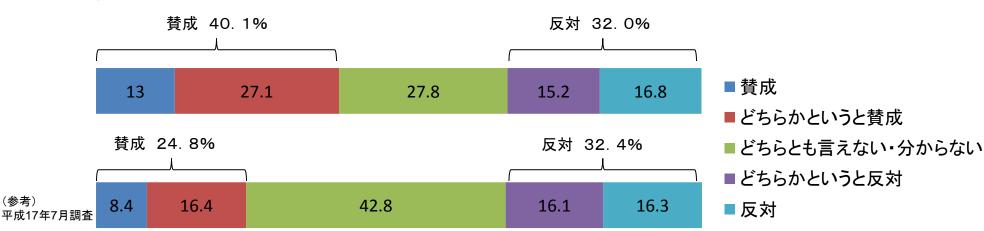
調査項目: 1 地球温暖化問題への関心について

2 家庭や職場で行う地球温暖化対策について

3 環境税について

4 サマータイム制度について

Q. あなたは、環境税の導入をどう考えますか。あなたのお考えに最も近いものを一つだけ お答えください。



環境省「環境にやさしい企業行動調査」の結果

環境にやさしい企業行動調査(平成19年度における取組みに関する調査) (平成20年7月調査)

調査主体 : 環境省

調査対象 : ①東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業 2,516社

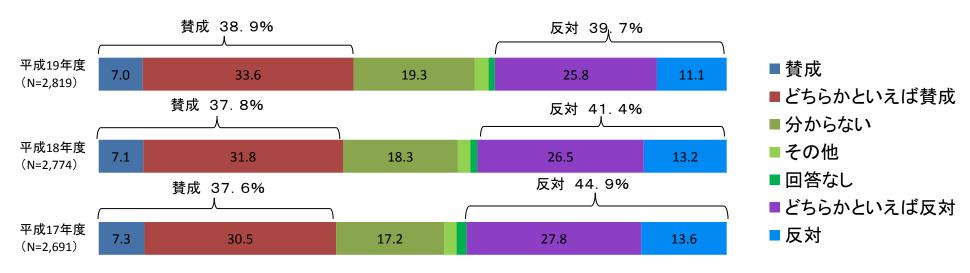
②従業員500人以上の非上場企業及び事業所 3,968社

合 計 6,484社

有効回答数 : 上場企業 :1,151社(有効回収率:45.7%)

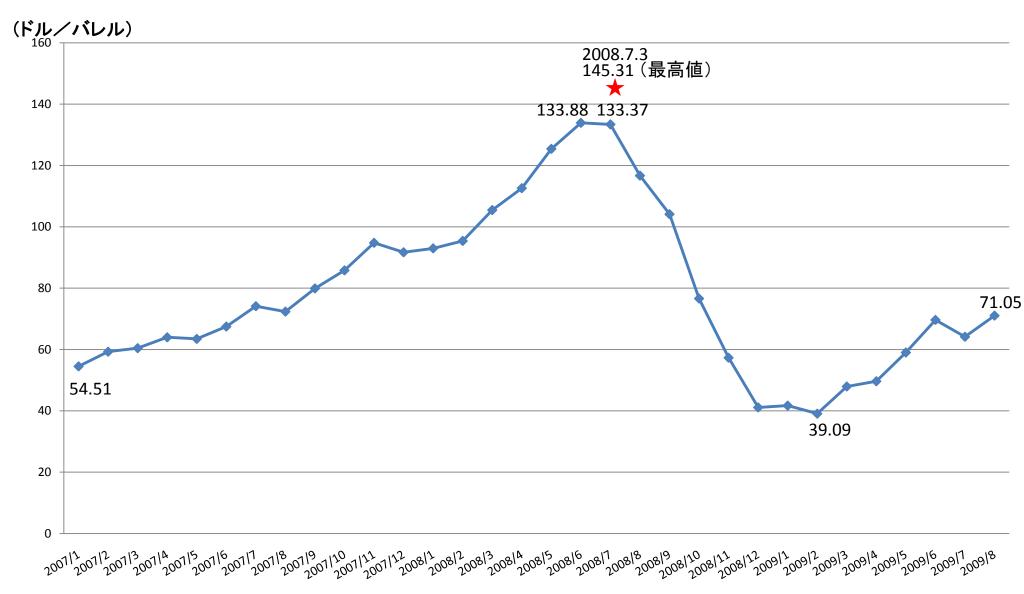
非上場企業: 1,668社(有効回収率: 42.0%) 合計: 2,819社(有効回収率: 43.5%)

Q. 地球温暖化を防止するために、環境税の導入を図るという考え方について、 どのように思われますか。



5. 現下の経済状況について

原油(WTI)価格 月次推移(2007年1月~2009年8月)



West Texas Intermediate。ニューヨーク商業取引所(NYMEX)の主要な取引品で、世界の原油価格の有力な指標。

原油、石炭、LNG輸入価格(1990年1月~2009年7月)

